

# 博物館だより

第66号



水村家の底下



大沢家の底下



蔵造り資料館の底下

## 伝統的町屋の底下空間

上掲の写真は、川越の伝統的町家の底下を撮ったものです。左側の水村家(喜多町)は江戸時代中期と推定されている町家で、川越に蔵造り商家が出現する前の建築遺構として貴重なものです。水村家の底は吹き抜きになっており、底下は完全に外部空間です。江戸時代の底下は屋敷地だったのでしょうか。当時の道幅から考えてみます。喜多町通りの道幅については、「喜多町居屋敷絵図面」(寛政2年、水村家文書)では北側で7間3尺(13.64m)とあります。現在の道路幅は、水村家前で実測すると11.04mでした。道路境から水村家主屋柱面までは1.20mありますので、向い側にも同じ様な町屋が建っていたと考えると、両町家間は13.44mとなり、ほぼ7間3尺の道路幅にあたります。このことから江戸時代には、町家の底下は道路空間だったことがわかります。

中央は、国指定重要文化財の大沢家住宅(元町1丁目)のものです。大沢家住宅は、寛政4年(1792)建築の蔵造り商家で、平成元年から4年にかけて保存修理

工事が実施され、建築当初の姿に復旧整備されました。大沢家正面の底は中央部が開放されていますが、両脇には腰壁が付いており、底下の空間が次第に室内化されてきていることが読み取れます。しかし、底下の天井などは全て塗り込められていることや防火戸が主屋の柱筋に設置されていることなど、屋外であるとの認識が働いています。

右側は、明治26年(1893)建築の蔵造り資料館(幸町)の地下室です。ここでは地下室の空間はほぼ室内化されています。戸締りの揚げ戸は主屋の柱筋に設けられていますが、ガラス戸と火災の時に立て込める防火戸は、庇柱のところに置かれています。

こうしてみると川越の伝統的町家では、時代が下るにつれて地下室の空間が次第に室内化されていく状況が見て取れます。このことは江戸の町家でも確認されていることで、道路に張り出した地下室が次第に室内に取り込まれ、明治時代になると完全に地下室空間は室内化、私有地化されたものと考えられます。

# 川越氷川祭と幟立て

神社の祭礼日、参道の入り口や御旅所などに立つ、大きな幟を皆さんも目にしたことがあると思います。毎年10月に開催される川越氷川祭でも、祭礼に合わせて神社の参道に幟が立てられます。

## 1. 川越氷川祭における幟立ての歴史



写真1 明治34年喜多町写真  
川越県立川越高等学校同窓会蔵

が立てられたという記録が出てきます。町方の記録である「祭礼諸色控」(水村家文書) 文化11年(1814)では、当時の祭礼は、まず9日または10日に町々に幟を立てることから始まり、13日に軒下に灯籠を下げ、12・13日は屋台の町揃いという流れであったことが記されています。

写真1は、明治34年(1901)、喜多町の記念写真です。山車の左後ろに大幟が写っており、幟立ての伝統は、明治時代まで続いていたことがわかります。

また、同年の祭を取り材した『風俗画報』第258号の挿絵には、鍛冶町(現幸町)付近に立てられた大幟が描

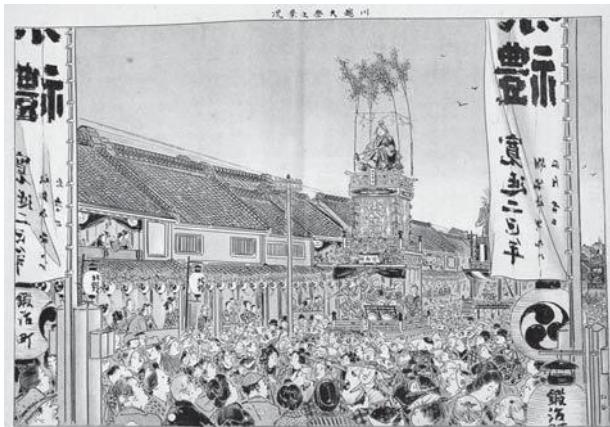


写真2 風俗画報 258号挿絵

きて、現在はほとんど忘れられていますが、昔の川越氷川祭では、神社の参道だけでなく、町毎に大幟が立てられました。江戸時代後期の『松平大和守家記録』では、文化3年(1806)以前は9月9・10・11・13日のいずれかの日に、以後は13日に町々に幟



写真3 明治34年高沢町写真  
川越県立川越高等学校同窓会蔵

町なかでの幟立ては、何時ごろやめてしまったのでしょうか。氷川神社の宮司であった山田勝利氏は『川越の民俗』のなかで「(前略)町内では11日頃から幟旗をたてることになっていました。今は電線に妨げられて、各町とも往来の幟は廃止せざるを得なくなりました。」とあります。

## 2. 電線架設と幟立て

写真3は同じく明治34年、高沢町(現元町2丁目)の山車です。山車の左側に大幟が、そして、その左側に電信柱が写っています。川越では、明治20年(1887)に初めて川越-上尾間に電信線が架設され、次の年に川越電信局が営業を開始しています。『風俗画報』にも、鍛冶町の山車の左に電信柱が描かれていますが、大幟を立てるには支障はなかったようです。

その後、明治37年(1904)、現在の三久保町に火力発電所が完成し、電気の供給が始まります。また同年、川越電話所が開設されました。写真4は、大正8年



写真4 大正8年南町記念写真 宮岡正一郎氏蔵

かれています。記事には「川越に着きけるに、触れ込みに違はざるのみか、思ふにまさる大祭にて、空に聳ゆる大幟は、豊けき里の秋風に緩く閑に翻り」とあり、かなり目立つ存在であったことがわかります。

(1919)の氷川祭礼の写真です。現在の一番街に立つ南町(現幸町)の山車の左は電信柱、右は電柱でしょうか。通りには電線や電信・電話線が張り巡らされています。この条件では、大幟をたてることはむずかしそうです。

明治末期の電気と電信電話の普及という近代化の波が、町なかでの幟立ての習慣を終わらせたといえるでしょう。

### 3. 今に残る幟立ての伝統

町なかでの伝統は途切れましたが、いまも川越氷川祭の幟立ての習慣を大切に守っている地区があります



写真5 北田島地区の大幟

氷川神社の東の水田地帯、伊佐沼地区と北田島地区では、毎年10月14日に大幟が立てられます。

さて、国の重要無形民俗文化財に指定されている「川越氷川祭の山車行事」は、慶安元年(1648)、当時の川越城主松平

信綱が、氏子域である

城下町十ヶ町の喜多町・高沢町・本町・南町・江戸町・志多町・多賀町・鍛冶町・志義町・上松江町に祭りの執行を命じて始まりました。

十ヶ町は山車やさまざまな余興を伴って神輿に続いたことから注目が集まりがちですが、十ヶ町以外の農村部にも氷川神社の氏子域は広がっています。享和元年(1801)年成立の『武藏三芳野名勝図会』によると、

十ヶ町の他、「門前町郷分 松郷分 伊佐沼 北田島 杉下 寺井 伊佐沼 寺井宿 東明寺村 寺井松郷 脇田 野田村」が氏子として記載されています。現在でも、神幸祭の行列には、上記の地区の多くが奉仕しています。そして幟立ての伝統は伊佐沼地区と北田島地区に生きているのです。

### 4. 伊佐沼地区の大幟

特に伊佐沼地区の幟立ては、古い形を残しており注目されます。平成22年の幟立ての様子を取材しました。同地区では幟を立てるために、まず道の端にある、普段は鉄板でふたをされている大きな穴に、旗杭2本を差し込みます。幟棹は、棹尻を旗杭の間の穴に



写真6 伊佐沼地区の大幟



写真7 伊佐沼地区の大幟下部



写真8 大幟のかんぬき

落とし入れて、棹の中程に付けられた綱を、当番総出でひっぱります。そして、高さが14m余りもある幟棹にロープを括り付け、旗杭の間に立てます。旗杭と幟棹をしっかりと固定するかんぬきは、唐獅子の彫刻で飾られており、写真3で見る町なかの旗杭よりも、さらに凝ったつくりをしています。そして、かんぬきに小さな棹を立てて、唐破風の屋根を取り付けます。その下に提灯が掛けられるのですが、この屋根を地元では「おみや」と呼んでいます。屋根には、飛翔する龍や雲の彫刻が施され見応えがあります。部材を収納している箱には、寄進者53名の名前とともに「若者中 当村 大工棟立 謹訪部信次郎」「明治十四年第八月吉日」の文字が記されていますので、地元の大工の作品であることがわかります。

最後に、「鎮守御祭礼 氏子中 昭和二十一年九月再写 六十二翁天爵拝書（落款）」と書かれた大幟を引き上げて完成です。2本の大幟を立てるのに、2時間余りの時間がかかりました。

伊佐沼の大幟は、青空のもと、木製の幟立て特有の「ギィーッ、ギーイイ」という音とともに、風にはためいていました。前述の『風俗画報第』の記事に「秋風に緩く閑に翻り」とあります。明治以前は、川越の町なかでも、秋風を受けはためく大幟の音が響いていたことでしょう。 (教育普及担当 田中敦子)

## 資料紹介

## 古尾谷八幡神社に残された將軍の朱印状

## 1. 古尾谷八幡神社の朱印状

市内古谷本郷にある古尾谷八幡神社は、貞觀年間(859~877)に、石清水八幡宮の分霊を祀ったのが始まりと伝わる神社です。現在、天正5年(1577)に建てられた旧本殿が残り、これは市内では最も古い建物の一つです。また享保7年(1722)に完成した社殿は現在保存修理中で、旧本殿と共に、埼玉県指定文化財になっています。

このたび古尾谷八幡神社が所蔵する古文書などの資料を、当館へ寄託していただきました。その中に、徳川家の歴代將軍が下した朱印状が12通残されていました(表1参照)。

この朱印状とは、江戸幕府の將軍が代替わりのたびに下付した寺社の領知を確認した書付のこと、將軍の朱印が押されているため通常朱印状と呼ばれています<sup>\*1</sup>。寺社が直接年貢を徴収したりできる領知を、將軍自らが認めたものでした。

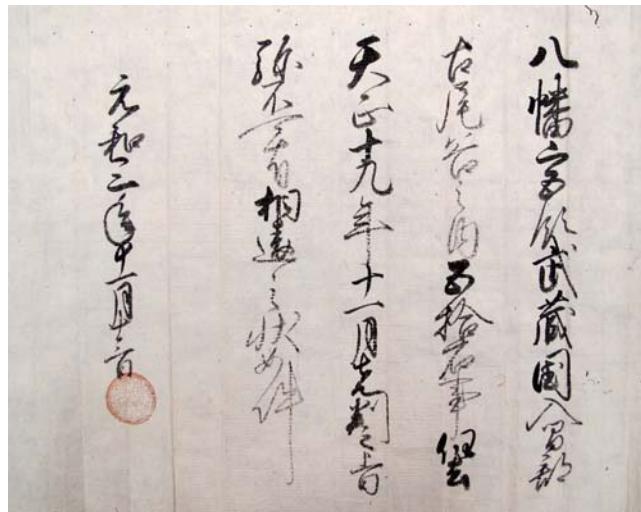
表1 古尾谷八幡神社現存朱印状一覧

番号	年月日	西暦	將軍	代	寸法(mm)		
					タテ	ヨコ	印章
1	天正19.11	1591	家康	1	303	420	—
2	元和3.11.13	1617	秀忠	2	460	617	45
3	寛永13.11.9	1636	家光	3	453	610	50
4	寛文5.7.11	1665	家綱	4	465	642	50
5	貞享2.6.11	1685	綱吉	5	463	648	45
6	享保3.7.11	1718	吉宗	8	467	650	45
7	延享4.8.11	1747	家重	9	465	645	50
8	宝曆12.8.11	1762	家治	10	470	643	50
9	天明8.9.11	1788	家斉	11	465	640	50
10	天保10.9.11	1839	家慶	12	466	640	50
11	安政2.9.11	1855	家定	13	455	638	50
12	万延元.9.11	1860	家茂	14	456	651	48

註：1番のみ写で、残りは全て原本。

初代家康から14代の家茂まで、將軍の代替わりのたびに同様な朱印状が下され、現在12通の書付が古尾谷八幡神社で所蔵しております。家康のものは写ですが、2代秀忠から14代家茂までの11通は、將軍の朱印が押された原本になります(6代家宣・7代家継・15代慶喜は、朱印状を下付していない)。

史料1は、元和3年(1617)11月13日2代將軍秀忠の朱印状です。これを書き下すと、「八幡宮領武藏國入間郡古尾谷之内五拾石の事 右先規の如く寄附せしめ訖、いよいよ此旨を守り、武運長久の懇祈に抽んじ、殊に祭祀を專にすべきの状、件の如し」となります。また年月日に続き「大納言源朝臣御書判」と書かれ、元の原本には「書判」すなわち家康の花押があったこともわかります。



史料1 徳川秀忠朱印状(古尾谷八幡神社蔵)

元和三年十一月十三日(印)	八幡宮領武藏國入間郡 古尾谷之内五拾石事、任去 天正十九年十一月先判之旨 弥不可有相違之状、如件
---------------	---



史料1 朱印拡大

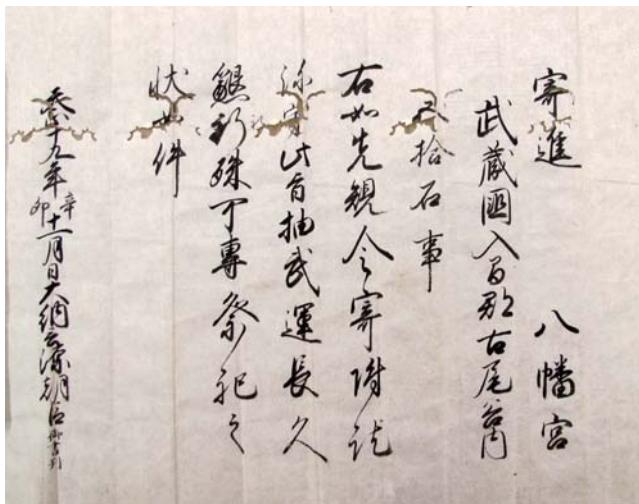
件の如し」となります。

この内容は、天正19年(1591)の「先判」通りに、入間郡古尾谷の内50石分の領知を八幡宮のものとして認めたものになります。50石分の領知とは、米に換算して50石分の生産が出来る土地という意味です。日付の下に押された朱印が秀忠のものになります。

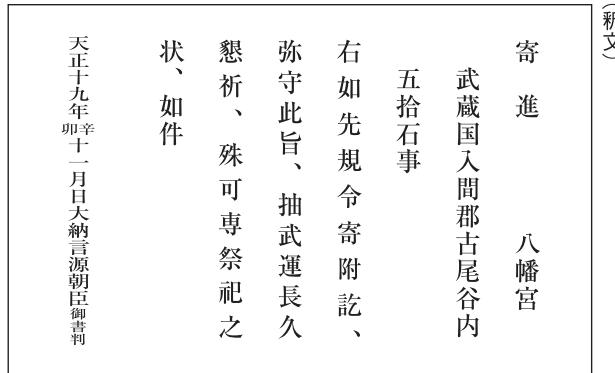
天正19年の「先判」とは何を指すのでしょうか。同年11月に家康が下した寄進状の写が八幡神社に残っています(史料2)。

これを書き下すと、「寄進 八幡宮 武藏國入間郡古尾谷之内五拾石の事 右先規の如く寄附せしめ訖、いよいよ此旨を守り、武運長久の懇祈に抽んじ、殊に祭祀を專にすべきの状、件の如し」となります。また年月日に続き「大納言源朝臣御書判」と書かれ、元の原本には「書判」すなわち家康の花押があったこともわかります。

また、古尾谷内の50石分を「寄進」と記されていますが、「如先規」(先規のごとく)とあることから、それ以前から寄進され認められた土地を、家康により改



史料2 德川家康寄進状写(古尾谷八幡神社蔵)



めて認められたものと考えることができます。

この寄進状が下されたのはどのような時代だったのでしょうか。天正18年(1590)7月後北条氏が豊臣秀吉に討伐され、三河・遠江・駿河・信濃・甲斐の五ヵ国を領知としていた徳川家康は、後北条氏の旧領への入封を秀吉から命じられました。

関東へ入国し江戸を本拠と定めた家康は、新しい領国の重要地へ上級の家臣団を配置し、酒井重忠が1万石の領知を川越に与えられました。それと同時期に関東地域の寺院や神社に対して、天正19年(1591)11月領知の寄進状が家康から下されました。

この八幡神社に下された朱印地の石高50石はどの程度の格式になるのでしょうか。埼玉県内の例でみると、朱印地をもつ寺社の総数448か所の内、喜多院の700石(東照宮部分も含め)を筆頭に、50石以上の朱印地を持つのは限られた寺社だけであることがわかります(表2 参照)<sup>\*2</sup>。

また、家康の時には、50石以上の寺社へは堅紙形式で家康の花押で下付されていますが、それより石高の少ない寺社へは折紙形式で家康の朱印が押されているだけです。

一般的に花押で出されたものを判物と呼び、朱印が

表2 埼玉県内朱印寺社一覧(朱印地高50石以上分)

番号	寺社名	現在地	朱印地(石)	番号	寺社名	現在地	朱印地(石)
1	喜多院	川越市	700	12	大聖寺	越谷市	60
2	鷺宮神社	久喜市	400	13	秩父神社	秩父市	57
3	氷川神社	さいたま市	300	14	平林寺	新座市	50
4	慈恩寺	さいたま市	100	15	山本坊	毛呂山町	50
5	甘棠寺	久喜市	100	16	浄国寺	さいたま市	50
6	龍淵寺	熊谷市	100	17	西光院	宮代町	50
7	不動院	春日部市	100	18	善宗寺	久喜市	50
8	龍穏寺	越生市	100	19	氷川女体神社	さいたま市	50
9	慈光寺	ときがわ町	100	20	北野天神社	所沢市	50
10	淨安寺	さいたま市	62	21	古尾谷八幡神社	川越市	50
11	無量寺	伊奈町	60	22	歓喜院	熊谷市	50

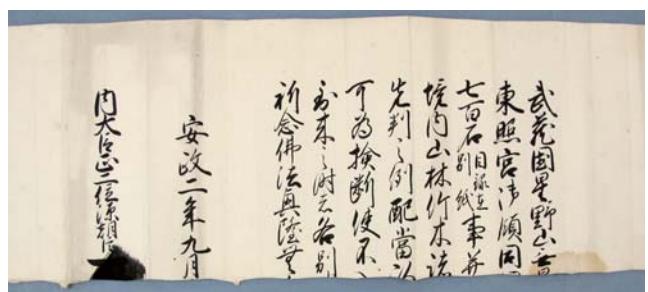
註：重田正夫氏「御朱印寺社領の成立過程—武藏國(埼玉県域)の場合—」(『埼玉県立文書館紀要』創刊号、1985年)所収の表をもとに作成。寺社名は一部を除き現在の名称を取った。

捺された印判状と比べると、丁寧な書式であり、その格式の高さがうかがえます<sup>\*3</sup>。

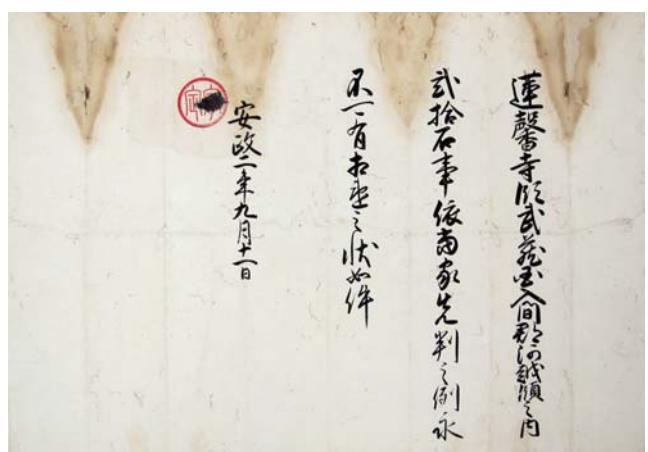
この寺社へ認められた朱印地というのは、秀忠以降の代になって新たに認められた寺社も多く、そういう意味では天正19年という家康が関東へ入国した初期の段階で、直ちに領知を認めてもらえるほど、当時重要な寺社の一つとして古尾谷八幡神社が考えられていたことがうかがえます。

## 2. 明治維新と朱印状

史料3は、安政2年(1855)9月に、13代將軍家定が星野山無量寿寺(喜多院)へ下付した700石の判物です。真ん中で裁断され下半分がなく、「内大臣正二位



史料3 徳川家定判物(西角井正文氏蔵・埼玉県立文書館寄託)



史料4 徳川家定朱印状(西角井正文氏蔵・埼玉県立文書館寄託)

源朝臣」の下にあった花押も墨で消されています。裁断部分の状況から八つ折りにしたまま裁断されたことがうかがえます。

史料4は、同年に家定が蓮馨寺へ下した朱印地20石の朱印状で、こちらは朱印へ墨がつけられています。写真からではわかりづらいですが、真ん中で裁断され、朱印の部分も切り取られていました。

表3 川越市内朱印寺社一覧

番号	寺社名	所在地	朱印地(石)
1	喜多院	小仙波村	700
2	蓮馨寺	川越城下	20
3	養寿院	川越城下	10
4	東陽寺	大袋村	10
5	蓮光寺	渋井村	7
6	古尾谷八幡神社	古谷本郷	50
7	三芳野天神	川越城内	20

註：重田正夫氏「御朱印寺社領の成立過程－武蔵国(埼玉県域)の場合一」(『埼玉県立文書館紀要』創刊号、1985年)所収の表をもとに作成。寺社名は現在の名称を取った。

これらの史料は、大宮の氷川神社の神職であった西角井家が、明治10年(1877)より前に購入した1,030点の寺社朱印状の一部になります\*4。

西角井家より寄託を受けている埼玉県立文書館では、これらの裁断された朱印状の中で、修復できるものは蓮馨寺の朱印状のように復元しました。では、なぜこのように裁断されてしまったのでしょうか。

慶応3年(1867)12月15代慶喜の大政奉還以後、翌慶応4年(明治元年)には、徳川家で下付した領知の判物や朱印状について、維新政府へ提出が求められました。川越藩ではこの通達をうけて、同年12月18日に領内の寺社から朱印状を提出させました。川越藩主松井周防守の家臣吉沢勇右衛門・阿部忠兵衛が連署した請取書が、蓮馨寺と古尾谷八幡神社に残されていたらしいのです\*5。

このようにして集められた朱印状はどうなったのでしょうか。川越藩に提出された蓮馨寺の朱印状(史料4)は、その一部が喜多院のものと同様に、將軍の権威を否定するかのように、朱印部分が墨で塗りつぶされて、半分に裁断されました。

一方の古尾谷八幡神社の朱印状は、裁断などの処置を逃れ、当時のままの状態で残されています。なぜ八幡神社のものが残されたのか、それを知る手がかりはありませんが、江戸時代をまさに体現する史料が残された歴史の偶然に驚きます。

(学芸担当 宮原一郎)

\*1 朱印状については、大野瑞男氏「領知判物・朱印状の古文書学的検討」(『史料館紀要』第13号、1981年)や、重田正夫氏「御朱印寺社領の成立過程」(『埼玉県立文書館紀要』創刊号、1985年)を参照。

\*2 朱印地寺社の総数については、前掲重田氏論文所収の県内御朱印寺社一覧の数をもとにした。

\*3 家康以後、判物で下される寺社は限定され、4代家綱の寛文5年(1665)には、寛永寺・延暦寺・無量寿寺(喜多院)など全国で僅か27か寺のみである。大野氏前掲論文参照。

\*4 史料3は埼玉県立文書館所蔵西角井家文書No6041。史料4は同家文書No6042。購入の経緯は『西角井家文書目録』(埼玉県立文書館、1985年)解説参照。

\*5 『埼玉県史料集 第六集 諸国寺社朱印状集成』(埼玉県立浦和図書館、1973年)解説7頁。重田正夫氏「明治維新における寺社領朱印状の差出」(『埼玉県立文書館紀要』第21号、2008年)を参照。

●平成23年度●

## 利用状況

博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館

博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館とも、平成23年度中に、多くの皆様に御来館いただき、誠にありがとうございました。今後も、より多くの方に御満足いただけるよう、常設展示・企画展示の充実を図っていきたいと考えています。

皆様の御来館を心よりお待ちしています。

施設区分	年間入館者数				1日平均入館者数	開館日数
	一般	大学生 高校生	中学生 以下	合計		
博物館	50,328	3,297	37,121	90,746	310	293
川越城本丸御殿	104,185	4,395	28,872	137,452	458	300
川越市蔵造り資料館	44,461	2,632	25,118	72,211	238	303

# INFORMATION

平成24年度の博物館行事です。(12月まで)

## 講 座・教 室 etc.

●…一般向け事業 開催日 講座名  
○…子ども向け事業 内容 申込開始日

	6月30日(土)～7月16日(月)「平成24年新作名刀展」		
7月	○21(土) 子ども体験教室 うちわを作ろう 7/3	○25(水) 夏休み子ども体験 ミニ灯籠を作ろう 7/5	○28(土)・29(日) 夏休み特別企画 遊びの時間 申込不要
	●8・15・22(日) 歴史講座 「江戸と川越」		
8月	7月28日(土)～9月17日(月) 第22回収蔵品展「古市場河岸橋本家の民具」		
8月	○1(水) 夏休み子ども体験 探検!となりのまちの博物館 7/6	○3(金) 夏休み子ども体験 ミニ縄文土器を作ろう 7/7	○25(土) 子ども体験教室 木を使って遊ぼう 8/1
9月	～17日(月) 第22回収蔵品展「古市場河岸橋本家の民具」		
9月	●4・11・25(火) 古文書講座中級編	○8(土) 子ども体験教室 布ぞうりを作ろう 9/1	○29(土) 子ども博物館教室 川越の文化財探検 9/5
10月	9月29日(土)～10月14日(日) 市制施行90周年記念「川越の名刀展」		
10月	○13(土) 子ども体験教室 水引で飾りを作ろう 10/2	○27(土) 子ども体験教室 風呂敷でラッピング 10/3	●20(土) 野外博物館教室 川越まつりの山車曳き体験
10月	●14・28・11月4(日) 歴史講座 「川越商工会議所資料に見る川越の近代」		
11月	10月20日(土)～11月25日(日) 市制施行90周年記念特別展「譜代大名秋元家と川越藩」		
11月		○10(土) 子ども体験教室 ミニ掛け軸作り 11/1	○24(土) 子ども体験教室 和楽器体験 -三味線・琴に挑戦- 11/2
11月		●3(祝) 民俗芸能実演 「石田の獅子舞」申込不要	●17(土) 野外博物館教室 探訪 中世城館跡 -滝の城跡-
12月	●1(土)～9(土) 博物館文化祭	○15(土) 子ども体験教室 お正月飾りを作ろう 12/1	○22(土) 子ども体験教室 たこを作ろう 12/2

※変更の可能性もあります。申込方法も含め、詳細については「広報川越」またはホームページを御覧ください。お問い合わせは博物館まで。

### ガ イ ド

#### ◆博物館

平日（開館日）午前11時・午後2時  
土・日・祝日 午後11時・午後1時・午後2時・午後3時  
※予定を変更させていただく場合もありますので、ガイドを御希望の方は、博物館までお問い合わせください。

#### ◆蔵造り資料館（市民ボランティア）

毎月第2日曜日 午前11時・午後2時  
※事前のお申し込みはいりません。当日直接おこしください。  
◆川越城本丸御殿（市民ボランティア）  
毎月第3日曜日 午前11時・午後2時  
※事前のお申し込みはいりません。当日直接おこしください。

### 機織り実演・体験

(協力：博物館同好会)

◆博物館 毎週火・水曜日  
午後1時～3時 華の会（裂き織り）  
毎週木・土・日曜日  
午前10時～午後3時（12時～1時はお休み）  
川越唐棧手織りの会



※予定を変更させていただく場合もありますので、御希望の方は、博物館までお問い合わせください。

第22回収蔵品展

## 「古市場河岸橋本家の民具

—橋本家に伝わる子どもの民具—

会期：7月28日(土)～9月17日(月)

橋本家から寄贈された民具の中から、子どもの健やかな成長を願った祝いの民具、子どもの夢と希望を育む遊び道具、実業家の教養を身に付けるために使用した学習道具などを展示します。



## 博物館ギャラリー展示

### 「黒船来航—川越藩と大津陣屋」

展示期間：7月28日(土)～11月2日(金)

幕末に川越藩では、三浦半島の大津(現横須賀市)に陣屋を構え、江戸湾警備にあたりました。そのため横須賀市内のお寺には、この地で亡くなった川越藩士の墓がいくつも残されています。地元「大津探訪くらぶ」の人たちが、現地調査をして確認した川越藩士の墓を写真等で紹介します。

市制施行90周年記念

### 「川越の名刀展」初雁刀剣会と共に

会期：9月29日(土)～10月14日(日)

市制施行90周年記念特別展

## 「譜代大名秋元家と川越藩

—川越織物の礎を築いた大名秋元家—

会期：10月20日(土)～11月25日(日)

市制施行90周年記念特別展として開催します。この特別展では、江戸時代中期の川越藩主を勤め、「川越平」と呼ばれた夏袴の特産品の成立に尽くした秋元家に焦点をあて、秋元家ゆかりの資料などを中心に展示いたします。



黒馬図大絵馬(伝秋元喬房奉納)  
川越氷川神社蔵

## 利 用 の 御 案 内

### ◆入館料

区分	博物館	川越城 本丸御殿	川越市 蔵造り 資料館	共通入館(観覧)券			
				●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館	●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館 ●美術館	●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館 ●美術館	●博物館 ●本丸御殿 ●蔵造り 資料館 ●美術館
一般	200円 (160円)	100円 (80円)	100円 (80円)	300円	300円	450円	650円
大学生 高校生	100円 (80円)	50円 (40円)	50円 (40円)	150円	150円	220円	450円

※( )内料金は、団体[20名以上、1名につき]の場合

### 交 通 案 内

東武東上線・JR川越線 川越駅より

または西武新宿線 本川越駅より、

- 東武バスにて「藏のまち経由」乗車札の辻バス 停下車徒歩8分、または「小江戸名所めぐり」乗車博物館前バス停下車徒歩0分
  - イーグルバスにて「小江戸巡回バス」乗車博物館・美術館前バス停下車徒歩0分
- ※御来館の際は、なるべく電車、バスをご利用ください。



◆開館時間 午前9時から午後5時まで(ただし入館は午後4時30分まで)

◆休館日 月曜日(休日の場合は翌日の火曜日)※平成24年10月22日は開館

第4金曜日(休日を除く)年末年始(12月28日～1月4日)

館内消毒(6月下旬)特別整理期間(12月下旬)

\*開館時間・休館日は、博物館・川越城本丸御殿・川越市蔵造り資料館とも原則として同じ  
(館内消毒・特別整理期間は博物館のみ休館、蔵造り資料館は1月2日から開館)

平成24年 7月

8月

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

### 博物館の最新情報をパソコン又は携帯電話へ配信します

メール配信を希望される方は、川越市ホームページのオンライン「メール配信サービス」から「博物館メール配信」の登録を行ってください。携帯電話では、右のQRコードから登録の手続きができます。毎月25日に最新の情報を配信します。

※登録料および情報提供料は無料ですが、インターネット接続やメールの受信などにかかる費用は利用者の負担となります。



※●印は3館休館(博物館、本丸御殿、蔵造り資料館)、●印は1館休館(博物館)

発行日 平成24年7月25日 発行 川越市立博物館

〒350-0053 川越市郭町2丁目30番地1 TEL 049-222-5399 FAX 049-222-5396

Eメール hakubutsukan@city.kawagoe.saitama.jp  
ホームページ http://museum.city.kawagoe.saitama.jp/